

図 8-1 衛生行政体系概念図

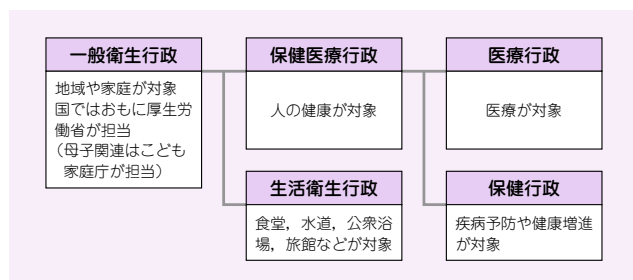


図 8-2 一般衛生行政の区分

区（衛生主管部局）—保健所」という体系となっている。

一般衛生行政は、多くの分野を所轄しており、図 8-2 にその概略を示す。

一般衛生行政に対する地域住民のニーズが多様化・高度化するなかで、住民に身近な基礎的自治体である市町村の役割が大きくなり、国、都道府県、市町村がそれぞれの機能に応じて適切に役割分担しながら、緊密に連携していくことがますます重要になってきている。

こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法として、「こども基本法」が2023（令和5）年4月に施行された。それに伴い、厚生労働省が所管していたこどもに関する所管事務が内閣府の子ども家庭庁に移管された。

こども基本法
日本国憲法および児童の権利に関する条約の精神にのっとり、すべてのこどもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、こども政策を総合的に推進することを目的として策定された。「こどもまんなか」をキーワードに、こども施策の基本理念のほか、こども大綱の策定やこども等の意見の反映などについて定めている。本法では、心と身体の発達の過程にある人を「こども」としている。

2. 学校保健行政

学校保健行政は、文部科学省が所掌している。都道府県では、公立学校は教育委員会の学校保健主管課が、私立学校は知事部局の私学担当課が担当している。なお、対象となる学校は、幼稚園から大学までにわたる。

3. 労働衛生行政

労働衛生行政は、厚生労働省労働基準局安全衛生部において労働基準行政の一環として行われている。地方組織としては厚生労働省直轄の都道府県労働局があり、その管内にある労働基準監督署は厚生労働省の第一線機関として業務を担っている。

4. 環境保健行政

環境保健行政は、環境省が環境保全対策とあわせて総合的に推進している。また、付属機関としては、国立水保病総合研究センターや、法令権限を委任された地方支分部局である地方環境事務所が設置されている。

B 保健衛生法規

1. 地域保健法（昭22.9.5 法101）

a. 目的

地域保健対策の推進に関する基本指針、保健所の設置など、地域保健対策の基本事項を定めることにより、母子保健をはじめとする地域保健対策が総合的に推進されることを確保し、地域住民の健康の保持および増進に寄与することを目的としている（1条）。

b. 地域保健対策推進の基本指針

厚生労働大臣は、地域保健対策の円滑な実施および総合的な推進を図るため、地域保健対策の推進に関する基本的な指針（基本指針）を定めなければならない（4条）。

c. 保健所の設置

保健所は都道府県、地方自治法で定める指定都市（人口50万人以上の市）、中核市（人口20万人以上の市）、その他政令で定める市または特別区が設置する（5条）。

Side memo

その他政令で定める保健所設置市
小樽市、町田市、藤沢市、茅ヶ崎市および四日市市（地域保健法施行令第1条）